

協同金融 *FINANCE CO-OPERATIVE*

No.86 (2009年8月)

「協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループ」について

金融審議会金融分科会第二部会に設置されていた「協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループ」より、6月29日に中間論点整理報告書が公表された。中小企業金融機能、地域金融支援機能等の一層の充実に加え、総代会、理事会等のガバナンスのあり方、半期決算の導入、中央機関のあり方等、業界に対して数多くの検討課題が記載されている。ただし、信用金庫・信用組合が地域経済や中小企業に対して果たしてきた役割については概ね評価され、相互扶助の理念や非営利という特性が再認識されている。マスコミ報道により、当初、業界において懸念されていた「信用金庫・信用組合を規模により二分化する」というような記述はなく、その後報道された「信金・信組の区分撤廃」についても「多面的に検討していくことが考えられる」との表現に留まっていることから、本報告書の結果に胸を撫で下ろしている業界関係者も多いと思われる。

今回の報告書については、金融庁のホームページや報道等に記載されていることから、内容の詳細ではなく、ワーキンググループを傍聴した際に、深く心に残った二つの事柄を記述させていただきたい。

一つは、預貸率の低下、預証率の上昇といった計量面の課題や、業務上において銀行との差別化が見られないという委員の先生や、公認会計士等の参考人からの指摘に対して、業界代表として参加された多摩信用金庫・佐藤理事長と大東京信用組合・中津川理事長が論破していく姿に深く感銘したことである。地域金融・中小企業金融の実情について説明を行い、理路整然と協同組織金融のあり方について述べたお二人の発言は、業界人として非常に勉強になった。

二つ目は、企業経営者の委員の方や、参考人として意見を述べられた中小企業経営者の方から、協同組織金融機関の必要性を強く主張して頂いたことである。中小企業の資金繰りにおける信用金庫・信用組合の取組みについて、お取引先から評価して頂いたことは、ある意味において、報告書の方向性を決定づけたと思えるほどであり、業界人としてはまことにありがたいことであった。

過去、協同組織金融機関のあり方については、金融審議会の前身である金融制度調査会において、昭和41年と平成2年に議論されている。次回の見直しがいつ図られるかはわからないが、機関を取り巻く経営環境が大きく変化している中、近い将来ということも予想される。その際においても、取引先から「信用金庫・信用組合はぜひとも必要である」との強い声を頂けるよう、今回の報告書の結果に単に取組むだけでなく、協同組織金融機関としての使命を真摯に果たし続けていくことが必要であると強く感じている。

(社) 東京都信用金庫協会 中山 六郎

■本号の目次■

「協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループ」について (中山六郎)	1
◆時評◆協同組合の「コミュニティへの関与」を考える (山口浩平)	2
◆第91回研究会「報告要旨」(2009.7.24)◆	5
金融危機下における中小企業金融の現状 (植杉成一郎)	
◆第6回全国労働金庫大会・全国労働金庫協会理事長挨拶	8
◆協同金融研究会第92回研究会のお知らせ◆	12

2009年8月発行【編集・発行者】協同金融研究会(事務局長・小島正之)

〒102-0085 千代田区六番町15 (財)生協総合研究所内 TEL 03-5216-6025 FAX 03-5216-6030

URL: <http://www.co-op.or.jp/ccij/> (生協総研のホームページに掲載されています)

◆時評◆

協同組合の「コミュニティへの関与」を考える

～生活協同組合の実践から～

(財)生協総合研究所 研究員 山口 浩平

1995年、国際協同組合同盟(ICA)の100周年にあたるマンチェスター大会において採択された「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」においては、従来までの協同組合原則に「自治と自立」「コミュニティへの関与」が追加された。特に「コミュニティへの関与」(Concern for Community)は、協同組合と外の世界との関係を築くものとして考えられるが、この原則を実践するような取り組みは、どのようになされているのだろうか。ここでは、各地の生活協同組合の実践をいくつか紹介することをおして、あらためて考えてみたい。おそらく、このことは、地域での金融を担う協同組織金融機関にとっても、何らかの示唆があるのではないかと考えている。

地域主体としての生協

戦後のいわゆる「市民生協」の勃興は、安全・安心な食の確保という組合員自身の生活ニーズと都市への人口移動という社会情勢の中から発展したといえる。戦後の生協の果たしてきた役割を振り返るに、組合員のみならず国民に対して特に安全な食品を提供する上で重要な役割を果たしてきたと考えることができる。それはコープ商品に代表される商品の開発と普及、産直に代表される産地との結びつきによって提供する流通ルートの開発、そして消費者の立場で市場と制度に影響を与え続ける、という行為の連続によって成し遂げられてきた。

また、例えば1980年代にはじまる「くらしの助け合いの会」活動のような組合員活動は、人々の生活の中に存在している多様なニーズや困難を相互扶助的に解決していくと同時に、それらを可視化し、制度化していくという意義を持っていた。このような活動を学習の積み重ね、あるいは組合員の参加とエンパワーメントによって形成してきたという点も評価されるべきだろう。この背景にあるものは、組合員である以前に地域で暮らす住民として個々が、あるいは集団でかかえている課題を何らかの形で解決しようとする願いであり、その場として社会運動としての生協が機能するという可能性であっただろう。

しかし、このような課題解決の全てが、生協でなされるわけではない。あるいは自治体が、社会福祉協議会が、NPOが、それぞれ単独で解決できるものでもない。いわゆる「協働」は、人々の持つ課題とそのつながり方が多様化し、深化した中で、最適な(公共)サービスをいかに提供するか、という観点に基づいている。生協は、非営利の事業者であると同時に地域住民による民間の主体として多様な資源とネットワークを持つ協働の主体の一つとして位置づけられるだろう。

地域社会と関わる生協の事例

このような地域資源の一つとしての生協が、他の地域資源とどのような交換を行うことによって、地域社会の効用を高めているのか、以下、2つの角度から事例を紹介してみたい。

(1) 地域に必要なサービスを生み出す人材・団体の支援と育成

首都圏を中心とした生活クラブ生協や、九州・中国を中心としたグリーン・コープは、組合員が出資・労働・経営を担う労働者協同組合であるワーカーズ・コレクティブという形態を1980年代から促進し、労働市場で限定的な機会しか得られなかった子育て期から子育て終了後の女性による起業を支援してきた。社会起業家としての彼女たちは、介護・家事援助、リサイクル、安全な食材を使ったお弁当、など「地域に必要なサービス」を試行錯誤の上に数多く創り出してきた。その事業モデル形成や共感する仲間を集めるという過程においては、支部活動や役員の経験といった、生協活動での経験が生かされている。

また、市民風車で有名な「NPO 法人北海道グリーンファンド」の発想は、北海道の生活クラブ生協の環境に関する学習や運動の中から形成されてきたし、生協の役職員が初期の事業展開において中核的な役割を果たし、同団体の基金形成の方法である「グリーン電気料金制度」の成功は、生協組合員への呼びかけができたことが大きかったと言える。

このように、生協が多様な社会運動への関与を行ってきたことによって、その過程に参加する組合員、役職員が生協の枠を超えて、地域や社会に必要な財やサービスをうみだしている事例がある。

また、剰余金の一部を積み立てるなどの方法で市民団体への助成を行っている生協がいくつかあるが、例えばパルシステム東京は、1998年の「市民活動助成基金」の制度開始以来、年間約500万づつ、公募により市民団体に対して助成を行いつつ、サード・セクターに属する市民団体と生協との様々な連携の可能性を追求してきている(星野・北沢・山口, 2009)。また、パルシステム千葉ではNPOや大学との連携のもと、「NPO支援センターちば」を設立し、地域の団体との関わりを媒介している(中根, 2008)。また、みやぎ生協では、NPOの中間支援組織である「せんだい・みやぎNPOセンター」と連携し、組合員のNPO立ち上げの支援を協働ではじめている(山口, 2008)。

(2) 公共サービスの受託と提供

自治体の行う事業を受託し、組合員にとどまらず住民に対して公共サービスを提供したり、あるいは未だ制度化されてはいないが、地域に必要な社会サービスを提供している生協の事例も増えてきている。例えば、市町村の実施する地域子育て支援拠点事業(ひろば型)を受託している生協がいくつかある。ちばコープでは、千葉市等で同事業を受託しているほか、2009年4月より「館山市元気な広場」の指定管理者としてサービスを提供しはじめている。また福井県民生協では、「ハーツきっず」と名付

けられた子育て支援サービスを展開し、店舗に併設された、あるいは隣接した場所でひろばや一時預かり、定曜日保育を行うとともに、ハーツつるが店では隣接する場所で地域のNPO法人「きらきらくらぶ」が敦賀市の事業を行っている(広辻・堀内, 2007)。さいたまコープでも、県内2カ所での委託事業を行っている。このほかにもコープいしかわは地域のNPOにひろば開催のための場所を提供しているし、その他、いくつかの生協では市町村の事業を受託する動きがある。

このような公共サービスの提供は、メンバーに対するサービス提供という側面ではなく、多分に公的な色彩を帯びるものであり、「生協が」実施しているという点を明示するか否かは別として、生協がその地域に対して行う事業として位置づけられる。

今後の方向性：協同組合の特質を生かす

これらの事例に通底する考え方は「地域主体との協働」であるだろう。それを進めていく一つの考え方は地域で事業を行う生協としての現代的な社会的責任であろう。

もう一方で生協が発展してきた背景としての組合員の学習、先駆的な社会運動の展開を考えた際に、地域課題に非営利・協同組織の運動と事業によってアプローチしていくという考え方も考慮に入れる必要があるだろう。冒頭にも述べたが、オープン・メンバーシップの民主的参加を行う協同組合としての内的な特質が、地域主体とつながることによって、課題の当事者としての地域のくらしをより豊かなものにしていく、その可能性こそが、持続可能なコミュニティの形成に協同組合が関わる意義であり、同時に要請でもあるだろう。

そう考えるならば、協同組合という組織形態が現代においても意義深いという可能性もある。ただ、そう主張する上では具体的に組合員が協同組合をとおしてどのように力を獲得したのか、地域社会がどのように豊かなものとなったか、何らかの指標をもって評価する必要があるのかもしれない。

なお、協同組合経営研究所の主幸による協同組合と地域社会研究会の報告書では、農協、生協を中心として、地域社会とどのように連携するのか、ソーシャル・キャピタルという考え方を軸に検討を深めている。併せてご覧頂きたい。

<参考文献>

協同組合と地域社会研究会(2009)『協同組合と地域社会の連携：ソーシャル・キャピタルアプローチによる研究』、協同組合経営研究所

中根裕(2008)「生協とNPOとの連携：NPO支援センターちば設立経緯と連携事例から見る今後の方向性」『生活協同組合研究』vol.392 生協総合研究所

広辻光生・堀内守(2007)「福井県民生協の子育て支援事業」『生活協同組合研究』vol. 381 生協総合研究所

星野ゆき路・北沢典子・山口浩平(2009)「パルシステム東京市民活動助成基金の10年：「ともに生きる社会」の糸口として」『生活協同組合研究』vol. 403 生協総合研究所

山口浩平(2008)「みやぎ生協におけるNPO支援の考え方」『生活協同組合研究』vol.392 生協総合研究所

金融危機下における中小企業金融の現状

一橋大学経済研究所准教授 植杉 威一郎

中小企業にとっては、株式市場や社債市場を通じた調達が可能で大企業に比べて、円滑に資金を調達することは難しい。特に、金融危機に端を発する今回の景気後退局面においては、貸し渋りにより中小企業が資金繰りに窮していると指摘されている。中小企業金融に関する適切な政策を立案・実施する上でも、資金調達の現状を正確に把握する必要がある。しかしながら、中小企業金融の現状を知ろうとすると、多くが上場企業ではないために財務情報が明らかではない、金融機関や企業との相対取引関係に関する情報を得にくいといった困難が生じる。今回は、経済産業研究所が 2008 年 2 月と 2009 年 2 月の 2 回にわたり実施した企業向けアンケート調査に基づき、特に、金融危機後の中小企業金融の現状に係る調査概要を報告する。

報告の構成は以下のとおりである。第 1 章では、2009 年調査に基づき、2008 年 9 月以降の経営環境の変化と企業側の対応を全般的にまとめ、企業に対するショックがどこで起き、どこで吸収されようとしているかを概観する。第 2 章から第 4 章では、2009 年調査だけでなく 2008 年調査との比較も行う。第 2 章では、企業間信用を供与する仕入先企業との関係に注目し、それが昨年からのどのように変化したかを概観する。第 3 章では、スコアリング融資の利用状況も含めた金融機関との関係の現状と昨年からの変化を調べる。第 4 章では、政府部門による関与として中小企業への影響が最も大きいと考えられる緊急保証制度について、それ以外の保証制度とも合わせた利用状況を調べる。最後に、分析対象となるサンプルの特徴について補論で解説する。以下が、各章における主要な発見である。

（第 1 章）

- 業況感の厳しさは、水準、変化ともに、他の指標と比べても群を抜いている。業種・規模による違いはそれほど存在しない。
- 業況感の厳しさを反映してか、企業の資金繰りも厳しさを増している。
- 業況感や資金繰りに比べると、金融機関の貸出態度、特に借入額 1 位金融機関の貸出態度は比較的緩やかである。
- 昨年 9 月以降最も負の変化が多く起きたのは、販売先企業との関係においてである。売上・受注数量の減少、販売価格低下、回収不能債権の増加などの問題に、多くの企業が直面した。
- これに比べると、仕入先企業からの仕入原価上昇、借入先金融機関からの貸出残高の減少といった負の変化を経験した企業は少ない。
- それほど多いというわけではないが、これまでの積極的な貸出態度を昨年 9 月以降一変した金融機関が、企業との取引期間が比較的短いメガバンクを中心に存在する。

- 金融危機や景気後退に対応するべく、販売先、仕入先、金融機関との間で、中小企業は様々な措置を講じている。
- 実際に講じられた様々な対応措置を回答企業の多い順に並べると、借入額 1 位金融機関からの借入（1163 社）、主要仕入先に対する価格引き下げ（901 社）、販売先への説明強化（886 社）、販売先への売上数量の拡大（861 社）、信用保証付き借入（745 社）である。対応措置として金融機関からの借入が多く利用されている点、販売を拡大する努力と同じくらい仕入を縮小する動きが顕著である点が特徴である。

（第 2 章）

- 仕入先との関係においては、仕入数量の抑制、仕入価格の引き下げという動きが、手形や掛けによる支払比率の増加や支払期間（サイト）の長期化よりも頻繁に観察される。中小企業が受ける企業間信用（買入債務）の量が、最近 1 年間で低下傾向にあると推測される。
- 主要仕入先が全体の仕入額に占める比率も、ここ 1 年間で低下する傾向にある。
- 最近 1 年間で銀行振込や手形による支払を行う企業の比率が低下し、商品の納入時点で即支払と答える企業の比率が若干増加している点も、買入債務が減少している可能性を示唆する。
- 一方で、銀行振込を行っている企業に限れば、最終的な決済までの期間が長くなる傾向にある。これについては、買入債務のうち買掛金を増やす方向に働く。もっとも、支払手形についてはそれほど決済までの期間が長くなる傾向は観察されない。

（第 3 章）

- 金融機関との関係においては、最近 1 年間で借入している金融機関数、総借入残高ともに増加していると見られる。こうした中で小規模企業の借入残高は縮小している。
- 借入額 1 位金融機関、2 位金融機関いずれからの借入残高も増加する傾向にある。特に、1 位金融機関とメインバンクが一致する比率が増加していることから、メインバンクとみなしていた金融機関からの借入額が増加した可能性がある。
- 残高は増えている一方で、最近 1 年間で金融機関の貸出態度が厳格化している影響は、新規の借入を行う交渉過程に現れている。最近 1 年間の借入状況を見ると、短期借入の打診がある企業の比率は低下し、金融機関から借入に係る交渉の開始を拒絶される企業の比率は上昇し、最終的に借入契約に至る企業の比率も低下している。加えて、借入金額も減少している。これらの傾向は、1 位金融機関、2 位金融機関に共通してみられる。
- スコアリング融資については、小規模企業を中心に、運転資金を調達する目的で利用されることが多い。
- スコアリング融資の残高が頭打ちになっていることから、銀行側の事情による融資打ち切りの悪影響が懸念される。しかしながら、利用していない企業、過去に利用

した企業を見る限りでは、資金供給側の要因で融資を受けるのを止めたケースは少なく、影響は限定的と考えられる。

○むしろ、現在もスコアリング融資を利用している企業において金融機関の貸出態度が悪化する場面が多くなっている。

(第4章)

○2008年10月末に開始された緊急保証制度については、回答企業の約1/4が既に利用し、今後利用したい企業を含めると全体の4割に達している。急速に利用が進んでいる状況が窺える。

○一般保証に比べると保証期間が長く保証料率が低いため、小規模企業を中心に一般保証から緊急保証に乗り換える動きが見られる。

○ただし、緊急保証制度を提供する信用保証協会が審査基準を緩めているとの証拠は見出せない。企業の信用リスクの高さが影響しているためか、申込を拒絶・減額される比率が高いのは、一般保証制度の申込企業よりも緊急保証制度の申込企業である。

○緊急保証制度を利用（希望）する理由として規模を問わず最も多いのは、現預金等の手元流動性を厚くするためというものである。もっとも、こうした見方については、講演後の質疑応答の中で、利用企業はこれらの資金を雇用確保のための運転資金として利用しているなどの指摘がなされた。

○保証なし貸出（プロパー貸出）が拒絶されたという理由は比較的少ない。

○緊急保証以外の一般保証制度については、2007年10月以降責任共有制度が導入された。金融機関も貸倒れリスクを負担する制度の導入により、貸出態度の厳格化が懸念されていたが、実際、責任共有制度の適用を受けていると回答した企業では、申込を拒絶・減額される比率がある程度高まる傾向が見られる。

補論で述べるように、今回の調査対象企業には、2008年2月調査において調査票を発送したサンプルと比べても、中間的な業績・規模の企業が多くなる傾向があり、結果の解釈には注意が必要である。しかしながら、今回の調査により、現在の景気後退局面では金融機関による貸し渋りはどの程度深刻な問題なのか、实体经济の落ち込みによる企業間取引の縮小傾向がどのように企業間信用に負の影響をもたらしているのか、1位金融機関や2位金融機関、その他金融機関が、金融危機下においてどのような貸出行動をとっているのか、スコアリング融資が頭打ちになることの影響は深刻なのか、信用保証に代表される政府セクターの関与が企業のどのような資金需要に答えているのか、など様々な点がある程度明らかになったと言える。今回の調査結果を出発点として、研究者により、更に様々な点が実証的に明らかにされることが期待される。



第6回全国労働金庫大会 全国労働金庫協会理事長挨拶

2009年6月29日

本日、こうして第6回全国労働金庫大会を開催することができました。これもひとえに、本日ご臨席たまわりましたご来賓ならびにご参集の皆さまのお蔭であります。労働金庫業態を代表し、心からお礼申し上げます。

また、平素は私ども労働金庫の業務に対しまして、皆さまから、ひとかたならぬご高配をたまわっておりますことに、重ねてお礼申し上げます。誠にありがとうございます。

大会主催者を代表し、ひとことご挨拶申し上げます。

この大会開会前に、全国13の労働金庫と労働金庫連合会、全国労働金庫協会の代表者による全国理事長会議を開催し、合併準備委員会の設置に関する基本合意書を締結いたしました。この合意を機に、労働金庫の全国合併について、もう一段踏み込んだ検討を進める段階に入ったことを、まずは、皆さまにご報告申し上げます。

締結後直ちに第1回合併準備委員会を開催し、所要の事項を決定いたしました。2012年4月の合併を目指し、会員をはじめ関係者の皆さまのご意見を十分にたまわりながら鋭意準備を進めてまいり所存です。

あらためて申しあげるまでもありませんが、この合併は、世間によくある経営問題を抱えた金庫を救済するものではありません。60年の歴史を振り返りつつ、労働金庫創設の理念と精神を現在の社会、経済情勢に、より適合するように定義し直し「新しい労働金庫」を創設する、といった方がよいかもかもしれません。

その目指すところは、労働金庫の使命、すなわち、広範な勤労者に対する優良な金融サービスと、勤労者のセーフティネットとしての金融サービスを全国一円で提供していくことにあります。

勤労者の連帯の力によって、働く業種、雇用形態、所得等の違いを超えた相互扶助と非営利の特性を十分に発揮して、地域の経済力の違い等にかかわらず、全国一円で「最高、最良のサービス」を提供し、勤労者の生活をより豊かにしていくための合併であります。

また、不安定な雇用形態の増加、昨今の雇用情勢の悪化等により生活上の困難を抱えることになってしまった人々を、勤労者の連帯の中に包み込んでいくことです。労働金庫法第1条に目的として掲げられている「労働者の経済的地位の向上」の実現に向けて、労働組合、生活協同組合、NPO、その他さまざまな市民団体等との協同、連携、連帯を深め、共助によるセーフティネットとしての金融サービスを提供していくための合併でもあります。

この点をご理解いただき、引き続きご協力たまわりますようよろしくお願い申し上げます。

さて、労働金庫業態は、2008年度から2010年度の3年間の中期経営計画として、一層の経営基盤の強化とサービスの向上を目指すための「経営改革3ヵ年計画」に取り組んでおります。2008年度は、この計画期間の初年度でありました。この2008年

度末の業態の業容と決算についてご報告申し上げます。

まず、全国 13 の労働金庫の業容ですが、本年 3 月末時点における預金残高は 15 兆 7,487 億円、融資残高は 10 兆 7,199 億円、預貸率は 68.06%となりました。預金残高に預かり資産 1,936 億円を加えますと約 16 兆円、融資残高に 3 金庫が証券化している分 2,579 億円を加えると約 11 兆円となります。

2008 年度末の業容を 2007 度末の数値と比較いたしますと、預金残高は 5,444 億円、3.58%、融資残高は 5,306 億円、5.20%、預貸率は 1.05 ポイントそれぞれ増加・上昇し、当初の目標を超過達成することができました。

次に 2008 年度決算のご報告を申し上げます。全国 13 金庫のコア業務純益は前年度に比較して約 50 億円増加し、547 億円と堅調でありました。

しかし、当期純利益は、前年度比 25 億円減の 210 億円に留まりました。これは、他の多くの金融機関と同様、保有有価証券の減損処理等の負担が発生したことが主因であります。全金庫が引き続き黒字を維持し、安定的経営と持続的な発展を可能とする内部留保は確保することができたものの、9 月のリーマン・ブラザーズの破綻を契機とした未曾有の金融危機の影響は、私ども労働金庫にも決して小さくありませんでした。早速、協同組織金融機関である労働金庫の特性と業態全体の規模、ノウハウ、人材などを踏まえたリスク管理等の考え方の確立、情報収集などの態勢整備を指示したところです。

剰余金処分後の全国労働金庫の自己資本比率は 11.37%と、労働金庫のように専ら国内業務を行う金融機関に求められる 4%はもちろんのこと、国際業務を営む金融機関に求められる 8%をも上回る水準にあります。

もちろん、業態の系統金融機関である労働金庫連合会についても、73 億円の税引後当期純利益を確保し、自己資本比率も 18.54%と経営の健全性を堅持しております。こうした結果は、お客様、会員・間接構成員、関係者の皆さまのご協力、そして各金庫の努力により達成することができたものです。誠にありがとうございます。

続いて、全国合併を意識しながら、2008 年度に進めてきた主な課題、取り組みについて、大きく 3 点その成果をご報告申し上げます。

一つ目は、生活応援運動の取り組みとして、多重債務対策、「勤労者生活支援特別融資制度」を活用した返済計画の見直し相談、「就職安定資金融資」の取り扱い、店舗における土日、平日時間外相談の実施についてご報告申し上げます。

多重債務対策については、2007 年度下期から 2008 年度まで「気づきキャンペーン」を設定し、多重債務者の救済に力を注いでまいりました。勤労者を高利貸、高金利から解放することは、労働金庫設立の原点であり、引き続き取り組みの強化を図ってまいる所存です。今年度からは「第 2 次気づきキャンペーン」に切り替え、高利な借入れを低利で返済しやすい〈ろうきん〉ローンへ借り替える運動へと幅を広げております。

また、これまで、計画どおりにローンを返済してこられたお客様、会員・間接構成員の皆様の中にも、この不況による雇用や賃金の調整に直面して、生活破綻、返済不能の危機に瀕している方がいらっしゃいます。今こそ労働金庫の出番であります。不況に苦しむ勤労者の生活を守り、多重債務に陥ることを未然に防止するため、昨年度末から「勤労者生活支援特別融資制度」を活用し、会員・間接構成員の皆様と労働金庫をご利用のお客様を対象にした、ローン返済計画の見直し相談に重点的に取り組んでいるところです。

もうひとつが、「就職安定資金融資」です。リーマン・ショックに端を発する世界

的な不況の中で、わが国においても、昨年末の「派遣切り」に象徴されるような、事業主都合によって仕事も家も同時に失うような事例が多発し、大きな社会問題になりました。政府は、労働団体の政策・制度要求を汲み、緊急雇用対策の一環として住居喪失離職者に対する融資制度を急ぎ創設しました。労働金庫と日本労信協は、連合、政府からの要請を受け、制度設計からその取り扱いまで積極的に協力いたしました。昨年12月22日より日本労信協の機関保証を付けた「就職安定資金融資」の取り扱いを開始するに至り、直近までの約半年間に8,931名の方に63億円の融資を実行いたしました。勤労者のための金融機関〈ろうきん〉の社会的役割を発揮することができたと考えます。

こうした生活応援運動をさらに進めるための相談態勢を強化する観点から、店舗のあり方の検討にも着手いたしました。その成果のひとつとして、土日営業、平日時間外営業を各金庫で順次実施していくことを確認いたしました。早速、221店舗が土曜日または日曜日、あるいはその両方に相談活動を行う体制を整え、78店舗が平日時間外に相談活動を行う体制を整えました。営業店と従来からのローンセンター等の拠点、そして会員職場での相談会や出張窓口など、労働金庫の特性を生かし会員と連携しながら生活応援運動を推進してまいります。

二つ目は、全労済との協同組織間協同の発展・深化です。

昨年度、「ろうきんと全労済がめざす新たな生活者福祉」と題する双方の事業と運動のビジョンを策定し、本年3月23日にこれを公表いたしました。このビジョンに掲げた課題の多くは、今後、双方が協同して具体化、実現していくものでありますが、既に着手し一部実現させた点についてご報告申しあげます。

2007年5月の生協法改正により生活協同組合が行う共済制度を労働金庫が代理募集することが可能になりました。このことを受け、労働金庫は全労済の共済を代理募集することとし、全労済の協力を得て準備を進めてまいりました。昨年10月から2金庫、本年1月から3金庫が先行実施し、4月には全金庫において共済代理を実施するに至りました。現在取り扱っております共済制度は、「労金住宅ローン専用火災共済」とそれに付帯する「自然災害共済」に限られますが、取り扱い対象を全労済の優位性あるさまざまな共済制度に拡大することを目指し、急ぎ態勢を整備してまいります。

協同により具体化が図られたもうひとつの事案が、先ほどの「就職安定資金融資」のご利用者向けに、全労済が「労働者傷病見舞金」を開発し提供を開始したことです。これからもミッション、コモンボンドの点で共通点が多い全労済と労働金庫が協同して勤労者のセーフティネット作りに力を合わせてまいりたいと思います。

三つ目は、経営改革委員会とシステム統括機構の成果です。

「経営改革3ヵ年計画」の実行を強力に推進する役割を担うため、当協会の3名の理事、すなわち3金庫の理事長が委員長、副委員長を務め、全国13金庫の専務理事を委員とする「経営改革委員会」を当協会理事会の下の特別委員会として設置しました。「経営改革委員会」は、この1年間に各金庫の運動、事業、経営についての情報の共有にも努めてまいりました。その結果、相互の理解が深まるとともに、業態としてのリスク管理、資金運用力の強化、その他各金庫が行う先進的取り組み事例等、業態としての実態把握と課題認識が進みました。先ほどもご報告申し上げた土日、平日時間外営業をはじめ、生協取引の推進の確認等、具体的成果をあげることができました。

次世代システムの開発については、システム統括機構の統制下で、お客様、会員・間接構成員のニーズに迅速に応え、質の高いサービスを安定的に提供していくため、現行の「ユニティシステム」から「次世代システム」への更改に向けた準備を進めております。

勘定系基幹システムの更改は、お客様、会員・間接構成員、そして金庫・営業店現場にとって多大な影響を及ぼす事業です。会員をはじめ関係各位の皆さまのご理解とご協力を得ながら、業態一丸となって、決定したスケジュールを遅延なく着実に進めてまいります。

これらの取り組みは、全国合併するためにも総力をあげて進めていかなければならない課題であると同時に、全国合併することにより、さらに大きな成果が得られるものでもあります。労働金庫は、人と人のつながりを大切にする協同組織金融機関のひとつとして、その原点を強く意識した事業運営に徹してまいります。そして、これを全国的な輪に広げ、すべての勤労者、退職者をつなぐ金融機関を目指してまいります。

また、「貧困や格差が大きな社会問題となる中、比較的リスクが高い層に対する使い勝手のよい金融サービスが手薄である」との協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループにおける指摘に対しては、その担い手として積極的な対応ができるよう一層努力してまいります。

最後となりますが、ご来賓、ご臨席の皆さま方には、労働金庫の事業と運動、そして労働金庫の全国合併に向けて今後とも一層のご助言、ご指導をたまわりますことをお願い申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。

以上

〔編集部注〕本稿は、全国労働金庫協会のご厚意で、第6回全国労働金庫大会における岡田康彦理事長の挨拶をそのまま掲載させていただきました。



◆研究会のお知らせ◆

第 92 回協同金融研究会のお知らせ

去る6月29日に「金融審議会金融分科会第二部会協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループ中間論点整理報告書」が公表された。2008年3月から16回の審議が行われ、信用金庫・信用組合の本来的役割や役割発揮に関する問題意識、阻害要因が検討され、その必要性や課題が提起された。一方、日経新聞はこの報告書について信金・信組の垣根撤廃や再編を促し、地域経済への資金供給の円滑化を後押しすると報じたが、そのような記述は見当たらなかった。

そこで、本研究会では上記WGに参加された(社)全国信用金庫協会常務理事・小此木良之氏に中間報告の審議経過や提起された課題を伺うと共に、EU協同組合銀行の制度改正をめぐっての論議内容を平石裕一氏にご紹介いただき、今後の協同組織金融機関のあり方について意見交換をしたいと考えています。

皆様の積極的なご参加をいただきたくご案内申し上げます。

日 時：2009年9月18日(金) 18:30~20:30

会 場：プラザエフ5階「会議室」(四ッ谷駅下車1分)

テーマおよび報告者

(1) **金融審議会報告書と協同組織金融機関の課題**

報告者：小此木 良之 氏 ((社)全国信用金庫協会 常務理事)

(2) **EU協同組合銀行の制度改正をめぐって**

～イタリア協同組合銀行を中心に～どこがわが国の制度論議と異なるか?

報告者：平石 裕一 氏 (協同金融研究会 元事務局長)

参加費：1,000円

申込先：FAX ないし e-mail にて下記あてに参加申込みをお願いします。

(財)生協総合研究所内 協同金融研究会事務局 (山口)

【FAX】03-5216-6030 【e-mail】ccij@jccu.coop

◆現地視察のお知らせ◆

2009年度先進業務事例視察の実施について(予告)

11月6日(金)に小田原地区の協同組織金融機関および関連施設の視察を予定しています。詳細は別途ご案内しますが、ご予約に入れていただくと幸いです。

(予定している訪問先)さがみ信用金庫、JAかながわ西湘、報徳博物館(二宮尊徳の古文書などを収集、調査・研究されており、学芸員の方からお話を伺う予定です。)

◆2009年度の会費の納入を!◆

協同金融研究会は皆様の会費で維持されています。2009年度の会費のお振り込みがまだの方は新年度の会費をお振り込みください。

個人会費は3000円、賛助会費は1口1万円です。お振込みは下記をお願いします。

<ゆうちょ銀行口座>〇一九店(当座)0012199

*「振込用紙」をご利用の場合の口座番号は<00170-4-12199>です。

<労金口座>中央労働金庫・西新宿支店(普通)9889872

*口座名義はいずれも「協同金融研究会(キョウトウケンユウケンキウカイ)」です。